

標準必須特許の現状と課題

産業構造審議会 知的財産分科会
第22回特許制度小委員会
2017年09月29日

JEITA 特許専門委員会
委員 高橋 弘史
(パナソニックIPマネジメント株式会社
先端研究・生産技術知財部 知財開発1課 課長)

画像コーデック

標準化団体: ISO/IEC、ITU-T

MPEG 2 (27社)

- ・対象製品: TV, DVD ⇒ PC ⇒ スマホ
- ・ロイヤリティ額: \$4.0/台 (1994年)
⇒ \$2.5/台 (2002年) ⇒ \$2.0/台 (2010年)
⇒ \$0.50/台 or \$0.35/台 (2016年)

ライセンス会社:
MPEG LA

AVC/H.264

MPEG LA

- ・ロイヤリティ額: \$0.20/台

HEVC/H.265

MPEG LA Velos Media (5社)
(35社) (2017/03/31~)

HEVC Advance

光ディスク

標準化団体: DVDフォーラム、BDアソシエーション

DVD

6C

- ・ロイヤリティ額: \$4.0/台 (4%) ⇒ \$2.0/台 (\$1.75/台)

3C

- ・ロイヤリティ額: \$2.8/台 ⇒ \$1.4/台

トムソン

- ・ロイヤリティ額: \$?/台

BD

One-Blue (17社)

- ・ロイヤリティ額: \$9.0/台 ⇒ \$7.2/台
※2017年4月1日20%値下げ

Premier-BD (6社)

- ・ロイヤリティ額: \$4.50/台

移動体通信

標準化団体: 3GPP、ITU-R

W-CDMA (12社)

ライセンス会社:

英3G

Licensing Ltd

Sipro Lab
Telecom

Via
Licensing

コネクティッドカー/スマートメータ/コネクティッドホームズ向け
2G/3G/4Gモバイル技術ライセンス

Avanci (2016/09~) (9社)

LTE

Via Licensing
(16社)

- ・ロイヤリティ額: \$2.10/台

Sisvel (7社)

- ・ロイヤリティ額: €0.40/台

デジタル放送

標準化団体: 電波産業会 (ARIB)

2K (20社)

ライセンス会社:

アルダージ

地上デジタル

衛星

1セグ

1波 = 100円、2波以上 = 200円

50円

4K/8K (16社)

(2017/07/03~)

アルダージ

- ・高度広帯域衛星デジタル放送: 200円/台
- ・上記+ARIB必須特許: 300円/台

規格必須特許に関する課題

ホールドアップ問題

規格必須特許



規格搭載製品



- 規格必須特許は回避不可能
- 他技術への切り替えも困難(ロックイン状態)
- 規格必須特許1件で、その国の規格製品を全て差し止め可能

➡ 高額なロイヤリティを請求

ホールドアウト問題

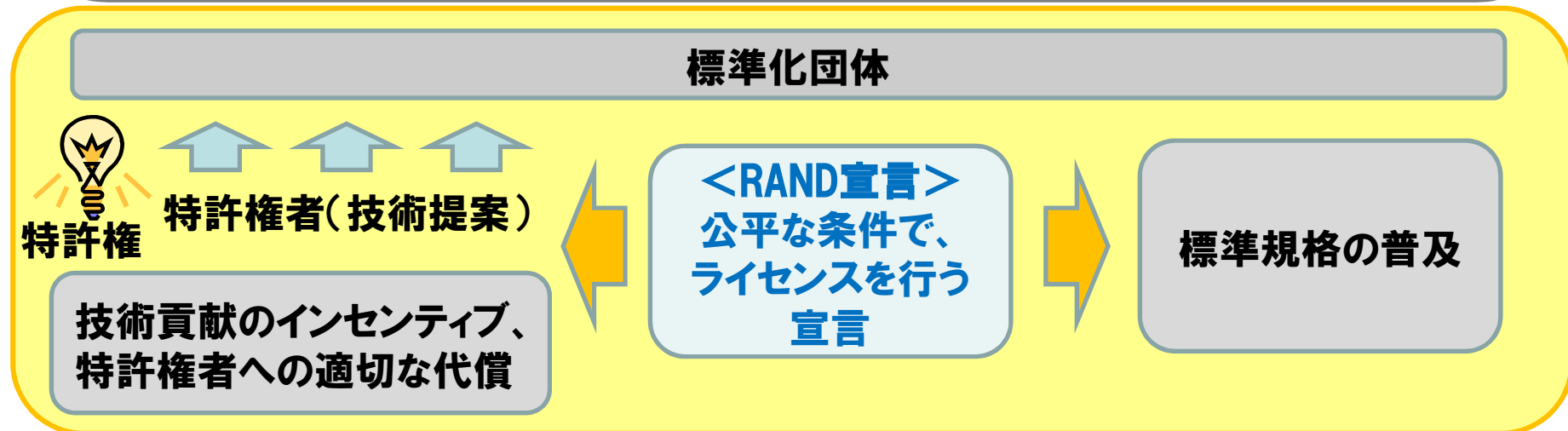
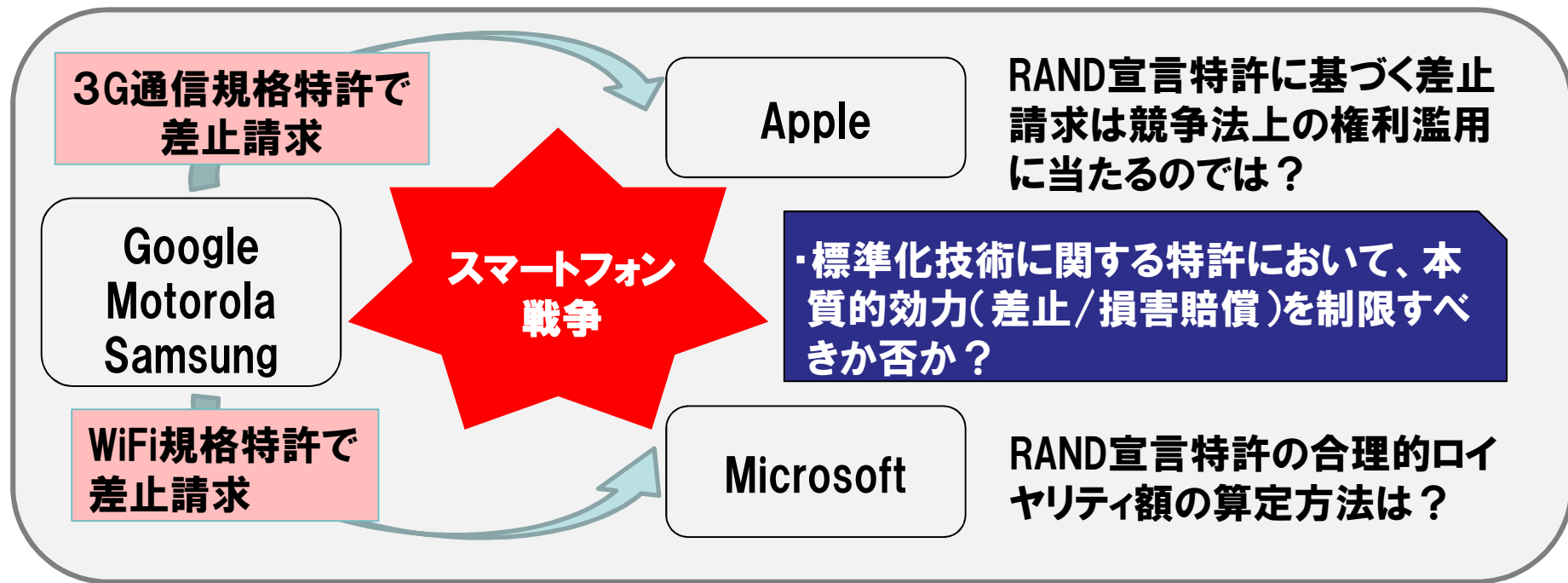


いろいろ理由をつけて特許料支払を拒否

- ライセンスオファーされても交渉テーブルに着かない。
- いろいろ理由をつけて議論を遅延させ、ライセンス取得しない。
- 契約しても支払わない。

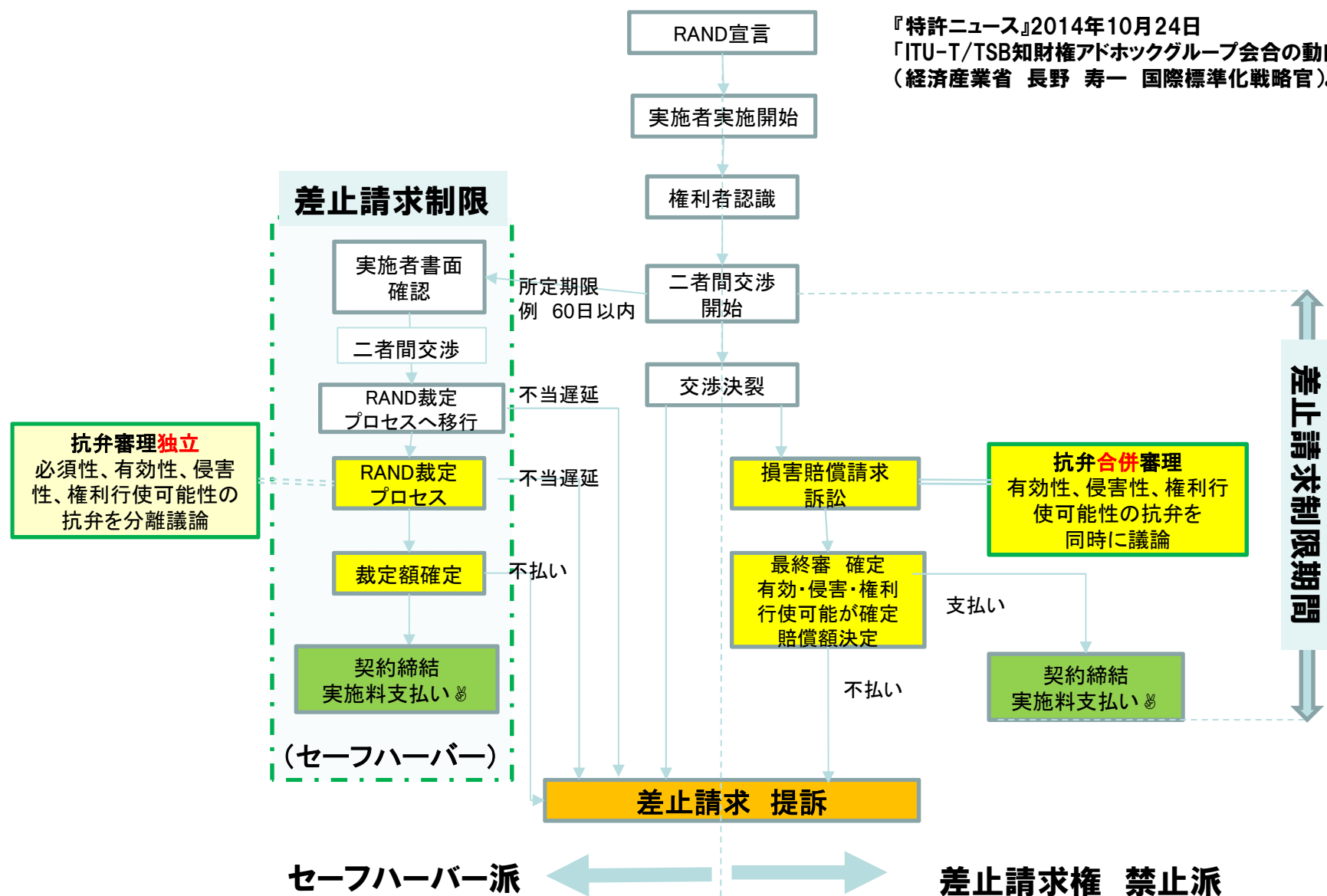
➡ 規格技術のタダ乗り

スマートフォン訴訟(2011年頃～)と標準規格特許

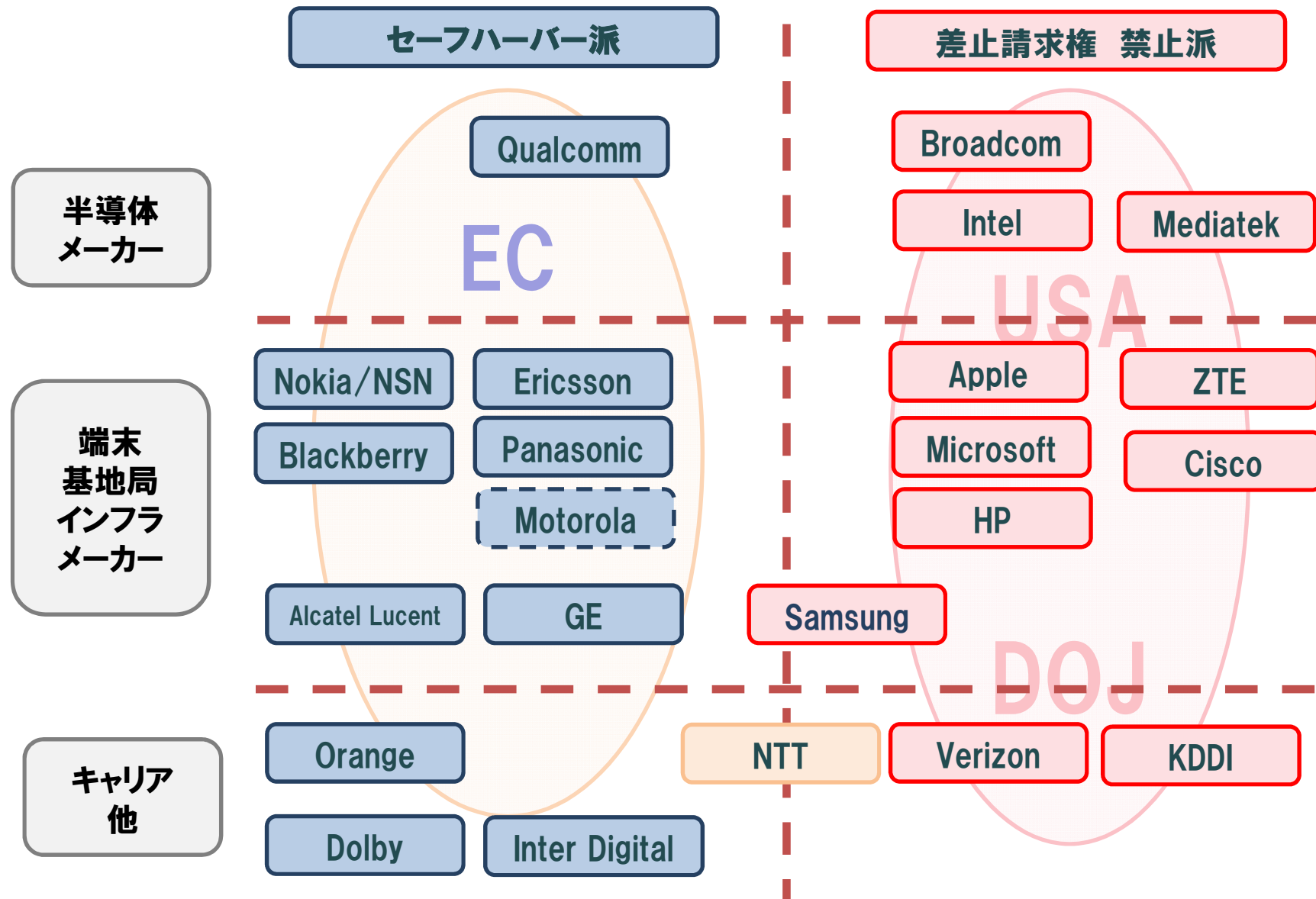


FRAND議論の対立構造(侵害発生から差止請求訴訟までの手続き)

『特許ニュース』2014年10月24日
「ITU-T/TSB知財権アドホックグループ会合の動向」
(経済産業省 長野 寿一 国際標準化戦略官)より



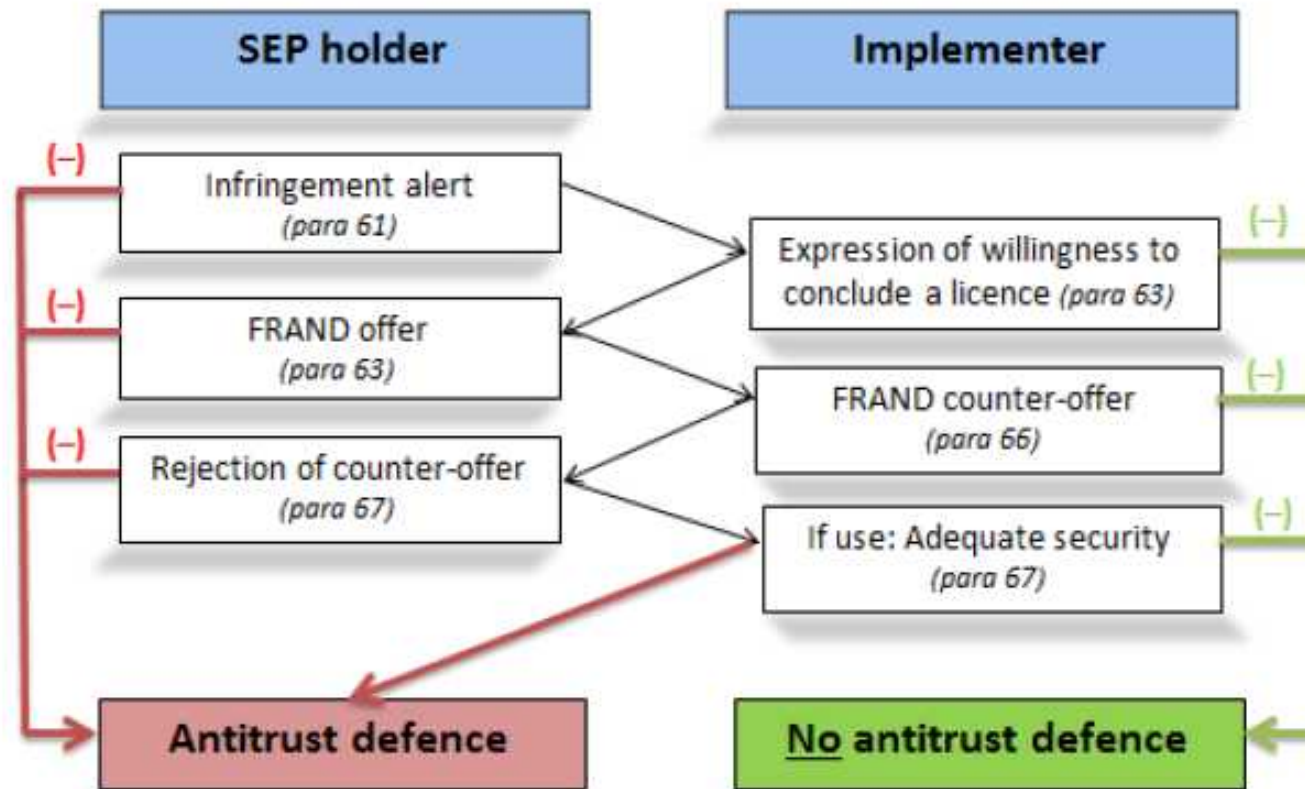
FRAND議論の対立構造



欧州連合司法裁判所判断 16 July 2015



***Huawei/ZTE*: conditions to be fulfilled by SEP holder/implementer**



参考資料

各制度の懸念点

裁定制度

- ① 不誠実な実施者による制度悪用・濫用
(正当な権利行使が制限される懸念、FRAND宣言をしていない特許まで対象とするのか)
- ② 裁定による日本特許権に限った強制実施権の設定が、「国際」標準技術との関係で紛争解決手続としての実効性があるか疑問。
さらには、Trips協定31条との関係を懸念(国際秩序と調和するか)。
- ③ FRAND宣言をした特許の中で規格適合性を満たす特許をどう判定するのか。現行の裁定制度の中には、その仕組みがない。対価算定の対象物を特定できない。
- ④ 対価をどう算定するのか。(裁定制度には証拠収集手続きの適用がなく、訴訟を誘引する要素が内在するのではないか)
- ⑤ 裁定を申請してもカウンターとして侵害訴訟は提起し得る(紛争解決手続としての実効性に疑問)。さらに、対価に不服の当事者訴訟(行政訴訟)と侵害訴訟(民事訴訟)との結論が矛盾した場合の制度設計が必要(制度が複雑化)。

判定制度

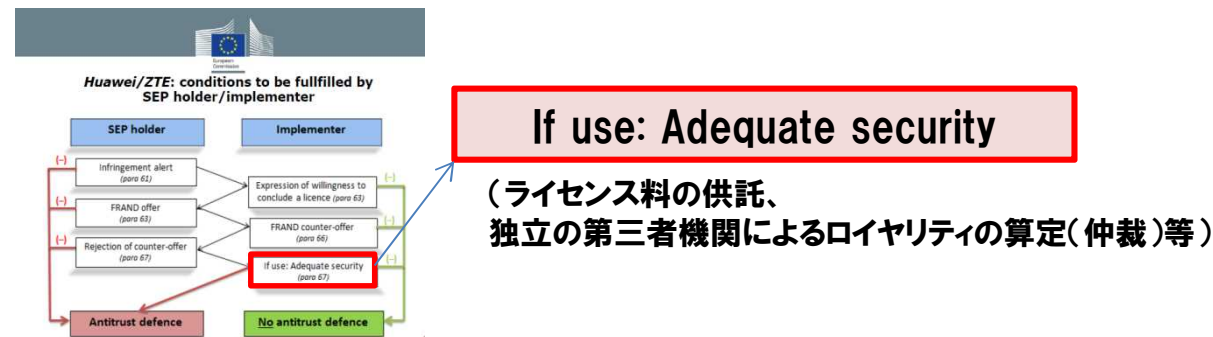
- ① 結論に法的拘束力がない

仲裁制度

- ① 仲裁合意が必要

仲裁をベースとした制度設計(仲裁+判定)の一試案

- 欧州では、“FRAND is process(FRANDは交渉過程)”という考え方が浸透しつつある。
- 異業種間の領域横断的な知財紛争の増加に備えて”Good Faith”による交渉を促進するルール作り・仕組み作りが重要。
- ”Good Faith”か否かの判断する一要素として仲裁を位置づける。
例えば、WIPO仲裁センターの支部を東京に設ける(国際紛争を念頭に)。



例えば、一方の当事者が仲裁の活用により積極的な紛争解決を働きかけ、他方の当事者がこれを拒んだ場合、仲裁を申立てたことを、一方の当事者が”Good Faith”であることを推定する一要素として、後の訴訟において評価する等。

- ”Good Faith”により紛争解決に努力する当事者(権利者・実施者)は、より迅速かつ簡便な裁判外紛争処理手続を選択するような制度設計に(正直者が報われる制度に)。
- 仲裁判断は、ニューヨーク条約加盟国において強制執行可能(日米欧中などの主要国を始めてとして100ヶ国以上が加盟しているため、世界同時に解決が可能)
- 仲裁手続において、特許庁による支援(必須判定)を受けられるようにする。権利付与をしたJPOが中立的な第三者機関として必須判定を行うことに信頼感・納得感がある。
- 標準必須特許に関するJPO判定結果を公表することで紛争解決の促進を期待できる。
- SEPライセンスに関する各国判例・プレスリリースの情報収集・公開をJPOが定期的に行うことにより”Good Faith”による交渉を促進する。

以上